

著作者

誰が何を 権利として主張できる？

白鷗大学
杉山 務

著作者

14条～16条

著作者とは、著作物を創作する者

保護の対象となる著作物を独自に創作する者であれば、大人であることや専門家である必要はなく、子供でも一般の者でも著作者となり得る

2条1項2号 著作者 著作物を創作する者をいう。

著作権者とは、著作権の権利を有する者

著作物が創作されると創作した者が著作権者となるが、この著作権は譲渡することができ、著作権者から譲り受けた者が著作権者となり、**著作者と著作権者が異なる**こととなる

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

著作者の推定

14条～16条

著作物に氏名が表示されていれば**著作者**と推定
〈雅号、筆名、略称(変名)が周知であれば推定〉

夏目漱石〈夏目金之助〉
『吾輩は猫である』『こゝろ』



藤子・F・不二雄〈藤本 弘〉

藤子不二雄[Ⓐ] 〈安孫子 素雄〉



3

著作者の規定

第二節 著作者 (著作者の推定)

14条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「**実名**」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「**変名**」という。)として**周知のものが著作者名**として通常の方法により表示されている者は、その著作物の**著作者と推定**する。

(職務上作成する著作物の著作者)

15条 法人その他**使用者**(以下この条において「**法人等**」という。)の**発意**に基づきその法人等の業務に**従事する者が職務上作成**する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の**名義の下に公表**するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に**別段の定めがない限り**、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(映画の著作物の著作者)

16条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の**全体的形成に創作的に寄与した者**とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

4

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

14条～16条

職務著作

以下の条件を満たせば、法人が著作者

- ① 使用者(法人)の発意
- ② 職務上作成
- ③ 使用者(法人)の名前で公表
プログラムについてはこの要件は不要
- ④ 別段の取り決めがない

例. 新聞記者が書いた新聞記事
公務員が書いた白書などの報告書

使用者には、法人格を有しない自治会やPTAのような団体も含まれる

5

講習資料職務著作

知財高裁181019

会社から派遣されて工業会名義で公表した講習会資料は、職務著作と言えるか。

講習会資料の表紙の「高砂熱学工業(株)システム部部长X」との記載は、講師がXであることを表示しているにすぎず、肩書に「高砂熱学工業(株)」という記載があったとしても、Xが所属する会社名を表示するにすぎないのであって、会社の著作名義に結び付かない。

講習資料集として、工業会の作成名義の下にまとめられて一つの冊子となり受講生に配付されているものであるから、資料は、会社の著作名義で公表されたと認めることができず、Xがその著作者というべきである。

6

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

14条～16条

映画の著作

職務著作でない場合、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して映画の**全体的形成**に創作的に寄与した者

※ 原作、脚本、映画音楽など、映画の中に「部品」などとして取り込まれている著作物の著作者は、全体としての「映画」の著作者ではないから、映画の著作者とはならない

7

共同著作者

著作物を共同で創作する者

14条～16条

共同著作

二人以上の者が共同して著作物を創作した場合、各人の寄与分を分離して個別に利用できない著作物については、共同で著作者となる。

権利行使は、共同で行い、権利の保護期間は最後に死亡した著作者の死亡時から起算

分離できる

歌詞と楽曲、小説と挿絵、原作と作画
事典の担当分野、

出来ない

囲碁対局棋譜、座談会



藤子不二雄

8

キャンディ・キャンディ

東高120330



翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



漫画家

争点: 連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか。



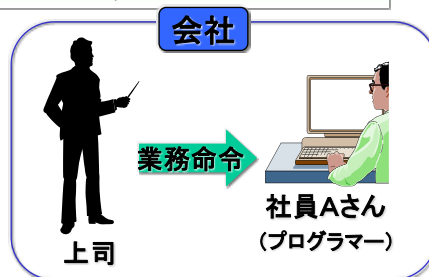
原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる。

9

1 著作権は誰のもの？

会社の命令で社員がソフトを職務上作成した場合

Q) 著作権は会社のものか、社員のものか？



A) 一般的には、会社(法人)のもの

原則論では実際にソフトを作成したAさんだが、著作権の管理、法律関係を簡潔にし、著作物の利用を促進するため、下記の3つの条件が成立する場合、会社(法人)のものとなる

- ① 会社の発意に基づき、社員が職務上作成したものであること
- ② 会社が自己の著作名義の下に公表すること(ただし、プログラムの場合は公表しなくても良い)
- ③ 作成時における契約、勤務規則、その他に別段の定めがないこと

10

2 著作権は誰のもの？

複数の人(A、B、C)が共同でソフトを作成した場合

Q) 著作権はだれのものか？



プロジェクトチーム

A) みんなのもの

共同著作物とみなされ、著作権はA、B、Cの3人全員で一つ存在する。

ソフトを利用したいDは、A、B、C全員から許諾を得る必要があり、A、Bから許諾を得てもCが許諾に反対すれば利用できない。

ただし、著作権法では、著作権の円滑な利用を図るため、Cは**正当な**利用なく、許諾の同意を拒めないとしている(65条3項)。

11

3 著作権は誰のもの？

A社の委託を受けて外部のB社がソフトを作成した場合

Q) 著作権はA社のものか、B社のものか？



A) 著作権は、原則B社のもの

著作権は著作者が著作物を創作すると同時に無方式で発生するので、原則、著作者＝著作権者

ただし、A社が委託時に、「**B社の制作した作品の著作権はA社に譲渡したものとする**」等の**契約**を交わした場合は除く

12

RGBアドベンチャー事件

最ニ150411

「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。

これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。

13

ま と め



ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

14